

## 第7章 その他の市の環境配慮の取組実績

### 1 地球温暖化防止行動計画（市役所版）

#### （1）計画策定の背景と現在の国における目標の推移

気候変動枠組条約に基づき、平成9年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）に代表される6種類の温室効果ガスの排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書は、先進国に対して、第一約束期間（平成20年～平成24年）における温室効果ガスの排出削減目標が定められ、我が国は、温室効果ガスの排出量を基準年（平成2年）比で6%削減することが義務付けられました。

京都議定書は、先進国のみを削減義務の対象としていることや、後に、当時最大の排出国であった米国が脱退するなどの課題があったものの、歴史上初めて、温室効果ガス排出削減の国際的数値目標を定めたことになり、国際社会が協力して温暖化対策に取り組む重要な一歩となりました。

平成27年にフランス・パリで開催されたCOP21では、令和2年以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の190以上の国・地域が参加しており、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そして、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

また、令和3年にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、「グラスゴー気候合意」が採択され、初めて国際社会がパリ協定の「1.5℃目標」に足並みを揃え、令和32（2050）年カーボンニュートラルに挑むことが強調されました。

我が国においては、令和2年に地球温暖化対策推進本部において、「令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度比26.0%減（平成17（2005）年度比25.4%減）の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」ことを決定しました。

また、同年10月、当時の菅内閣総理大臣の所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この宣言により、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めました。

#### （2）地方公共団体（市）の責務

地球温暖化対策推進法第4条において、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定められています。

また、同法第21条において市の実施する事務事業による温室効果ガス排出削減等のための実行計画の策定・公表等が義務付けられるとともに、実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めること等が求められています。

### (3) 国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）

地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

平成31年3月には、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」の計画期間の満了に伴い、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」を策定しました。本計画では、基準年度である平成25年度の基準排出量（6,947 t-CO<sub>2</sub>）に対し、令和12年度までに40%削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和5年度までに16.7%削減することを目標に掲げています。

表7-1 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成18 ～23年度	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成16年度の総排出量（20,439.2 t-CO<sub>2</sub>）に対し、平成23年度までに6%（1,226.4 t-CO<sub>2</sub>）の削減目標</li> <li>■平成23年度総排出量（13,157 t-CO<sub>2</sub>）35.6%削減、目標達成</li> </ul>
第二次計画	平成24 ・25年度	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成22年度の総排出量（15,279.2 t-CO<sub>2</sub>）に対し、年度ごとに1%ずつ削減をし、平成25年度までに合計2%（305.6 t-CO<sub>2</sub>）の削減目標</li> <li>■平成24年度総排出量（14,444 t-CO<sub>2</sub>）5.5%の削減 平成25年度総排出量（15,254 t-CO<sub>2</sub>）0.2%の削減 2か年の合計5.7%削減により、目標達成</li> </ul>
第三次計画	平成26 ～30年度	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成24年度の基準排出量（10,443 t-CO<sub>2</sub>）に対し、平成30年度までに15%（1,566 t-CO<sub>2</sub>）以上の削減目標</li> <li>■平成30年度総排出量（11,484 t-CO<sub>2</sub>）10.0%増加、目標未達成</li> </ul>
第四次計画	令和元（平成31） ～令和5年度	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成25年度の基準排出量（6,947 t-CO<sub>2</sub>）に対し、令和5年度までに16.7%（1,160 t-CO<sub>2</sub>）の削減目標</li> </ul>

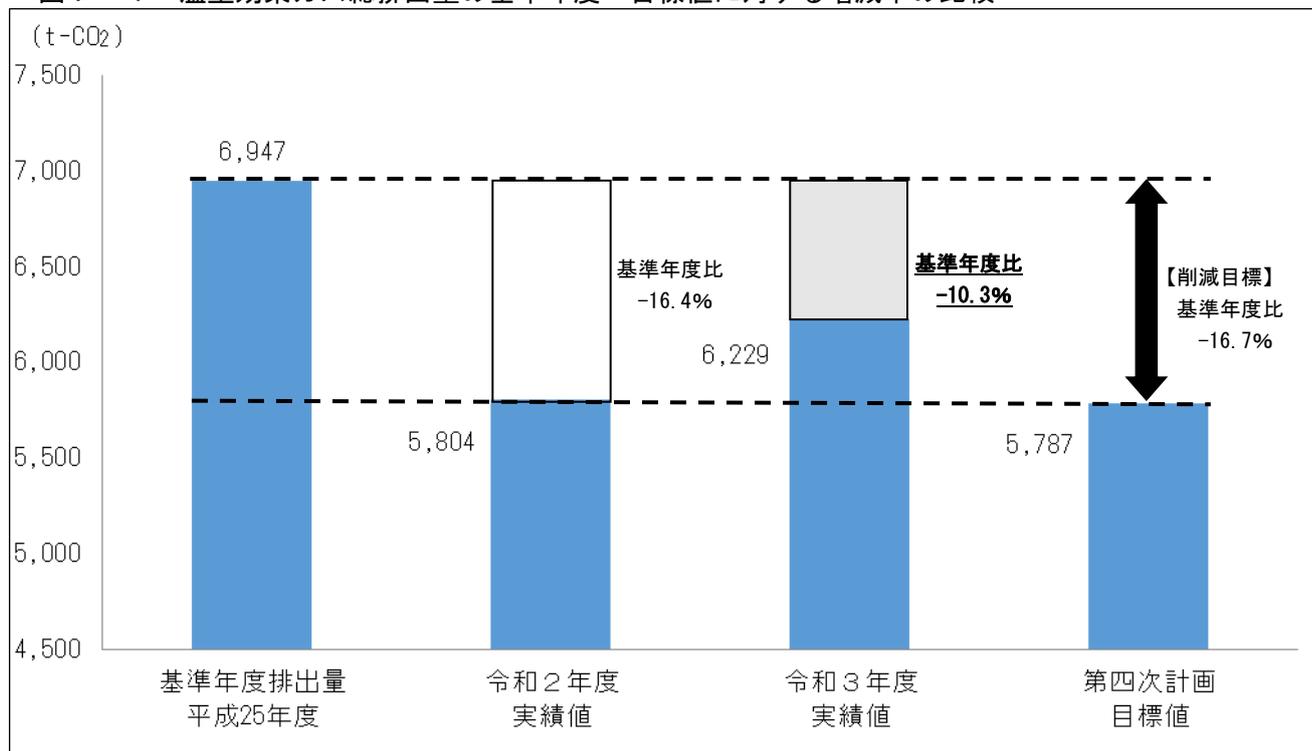
#### (4) 令和3年度国分寺市温室効果ガス総排出量

令和4年度に令和3年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約 6,229 t-CO<sub>2</sub> となり、基準排出量 (6,947 t-CO<sub>2</sub>) に比べ 10.3%減少しました。

主な要因としては、各施設で契約している電気事業者の一部において、電力の排出係数が改善された一方、各施設における新型コロナウイルス感染症対策の実施や、市立小・中学校及び貸出しを行っている施設等の稼働日数が増加したこと、さらには、国分寺駅北口駅前広場が令和3年度より新たに供用を開始したことにより、令和2年度と比較し、エネルギー使用量が増加したことが挙げられます。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 442 t-CO<sub>2</sub> の削減が必要です。今後の社会状況に鑑み、引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行などによる、エネルギー使用量の削減が求められています。

図7-1 温室効果ガス総排出量の基準年度・目標値に対する増減率の比較



## 2 グリーン購入基本方針及びガイドライン

グリーン購入とは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。

市では、平成 18 年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成 19 年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和 4 年度は 14 分野 91 品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、表 7-2 のとおりです。

表 7-2 令和 4 年度グリーン購入調達実績（分野別取組結果）

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率 (※1)		やむを得ない理由によるものを除いた調達率 (※2)	調達できなかった主な理由
	R 3 (参考)	R 4	R 4	
用紙類	99.6%	99.7%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかった
文具・事務用品	79.7%	96.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
事務用機器類	91.8%	91.8%	100.0%	既存機器と整合する製品が適合品ではなかった
OA機器	98.4%	99.1%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
照明	91.0%	95.9%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	100.0%	—	—	(購入実績なし)
衣料品等	96.9%	100.0%	100.0%	—
作業手袋	98.3%	91.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
繊維製品等	93.9%	92.7%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。
災害備蓄用品	100.0%	100.0%	100.0%	—
衛生用品	99.9%	99.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
印刷物	99.8%	99.5%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
ごみ袋等	81.9%	96.7%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
平均	93.4%	95.1%	100.0%	

※1 総調達量の内、環境物品の調達量の占める割合

※2 価格や品質等の差により、やむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量の割合